

## 別紙（被扶養者認定に必要な添付書類）（ア）～（ソ）と[その他]

### （ア）16歳以上で収入のない者の場合

（通信制等の学校に働きながら通学している学生も含む）

- 内容を省略していない直近の非課税証明書（原本）〔給与収入0円に限る〕

### （イ）16歳以上で収入のない学生の場合

ただし、学生とは、高校・大学・大学院及び、修学期間が6ヶ月以上の専門学校・予備校に通う者とする。

（通信制等の学校に働きながら通学している学生は除く）

- 在学証明書（原本）または、学生証（写し）（有効期限がわかる部分も必要）

### （ウ）退職したことにより要件を満たす者の場合

#### 1. 離職票の交付を希望しない場合

- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（原本）

#### 2. 雇用保険失業給付を受給しない場合

- 雇用保険被保険者離職票1・2（原本）
- 扶養申立書式（1）・（11）

#### 3. 雇用保険失業給付を受給する場合

- 原則、雇用保険受給者証（原本）（ただし、雇用保険受給者証が手元にない場合には、退職時の源泉徴収票等（原本）を先に提出し、後日、雇用保険受給者証（原本）を提出してもかまわないものとする）
- 扶養申立書式（1）・（4）

#### 4. 雇用保険失業給付を延長する場合

- 退職時の源泉徴収票（原本）
- 雇用保険受給期間延長通知書（原本）
- 扶養申立書式（1）・（10）

#### 5. 雇用保険の加入が無かった場合

- 退職時の源泉徴収票（原本）（ただし、社会保険料控除欄が0円に限る）
- 公務員の場合 辞令（原本）
- 扶養申立書式（1）

#### 6. 雇用保険失業給付が終了した場合

- 雇用保険受給資格者証（原本）
- 扶養申立書式（1）

- (エ) 年金受給者の場合（障害年金受給者を含む）
- 現在の年金受給額が分かる書類（原本）（改定通知書等）
  - 年金収入以外に収入がない場合は、非課税証明書（原本）
  - 年金収入以外に収入があって、確定申告している場合は、直近の確定申告書一式（写し）
  - 年金収入以外に収入があって、確定申告していない場合は、非課税証明書（課税証明書）（原本）と直近の源泉徴収票（原本）と扶養申立書式(9)
  - 扶養申立書式（3）
- (オ) 60歳以上で年金受給が無い場合
- 非課税証明書(原本)
  - 扶養申立書式（7）
- (カ) 給与収入がある場合（正社員からパートになった場合を含む）
- 直近の源泉徴収票(原本)
  - 給与明細（原本）
  - 扶養申立書式（3）・(9)
  - 収入のある学生の場合は、在学証明書（原本）または、学生証（写し）（有効期限がわかる部分も必要）
- (キ) 給与収入以外の収入がある場合（内規により、原則士業は除く）
- 直近の確定申告書一式（写し）
  - 扶養申立書式（3）
- (ク) 同居の場合（原則、配偶者・子を除く）
- 世帯全員の住民票（内容の省略がなく、続柄が記載されているもの）  
\*住民票が同一でない場合には、別居と見做す。
  - (ア)～(セ)の該当書類
- (ケ) 扶養義務者の確認が必要な場合
- 認定対象者の戸籍謄本等、被保険者との続柄が分かるもの（原本）
  - 他に扶養義務者がいた場合は、その人の収入証明（源泉徴収票(原本)、確定申告書一式（写し））
- (コ) 内縁関係にある者の場合（未届の妻、及びその子ども）
- 世帯全員の住民票（原本）（ただし、内容の省略がなく、続柄が未届の妻に限る）
  - 被保険者及び認定対象者の戸籍謄本（原本）
  - (ア)～(セ)の該当書類

(サ) 仕送りが必要な者の場合

- 認定対象者に、他に優先すべき扶養義務者の有無を確認するための戸籍謄本（原本）
- 扶養認定対象者への仕送りを振込により行っていることが客観的に確認できる口座名義のわかる通帳の表紙と明細の直近3ヶ月分の写し  
\*特に必要と認めた時は、6ヶ月分以上の写しが必要な場合あり
- 扶養認定対象者と同居する世帯全員の住民票（原本）（住民票を分けている場合を含む）（内容の省略がなく、続柄が記載されているもの）  
\*なお、同居者がいる場合は、全員の収入証明及び扶養申立書式（2）
- 扶養申立書式（8）

(シ) 夫婦共働きの親が子供を扶養する場合

1. 被保険者の収入が配偶者の収入より多い場合
  - 夫婦両者の年間収入証明（源泉徴収票（原本）または確定申告書一式（写し））
  - 扶養申立書式（2）
2. 配偶者が育児休暇を取得する予定、または、取得している場合
  - 育児休業予定証明書又は扶養申立書式（12）
  - 扶養申立書式（2）
  - 扶養申立書式（5）  
\*育児休業終了予定日がわかることが必要

(ス) 扶養認定対象者である配偶者及び子が、直近まで海外に在住していたため、無職・無収入の証明等が提出できない場合

- 住民票の除票（原本）または、パスポートの写し（渡航歴がわかる部分が必要）
- 扶養申立書式（6）

(セ) 外国籍の者の場合

- 被保険者と夫婦・親子等の関係がわかる戸籍等の公的な書類（原本）と和訳
- 住民票
- パスポートの写し
- 在留カード（外国人登録証）の写し

(ソ) 「被扶養者認定基準」第10条（検認）実施の場合

- 新規の認定ではないため、同居の配偶者及び16歳未満の子については、収入のない者の場合には、非課税証明書を直近の扶養控除申告書の写し（事業所の確認印のあるものに限る）に代えることができるものとする。  
それ以外は、原則（ア）～（セ）と同じものとする。
- その他詳細については、毎年の理事会で決定するものとする。
- 扶養申立書式（理事会により決定する）

#### [その他]

扶養申立書式の内容は別添のとおりであり、必要に応じて添付すること。また、全て自署または押印のある原本を提出するものとする。

なお、証明書については、『被扶養者異動届』の受付日から3ヶ月以内に交付されたものとする。

ただし、住民票及び在学証明書については、その受付日から1ヶ月以内に交付されたものとする。

証明書の中の確定申告書一式とは、第一表・第二表・決算書の全てであり、省略することはできないものとする。

また、組織委員会がこの他に確認が必要と判断した場合は、添付書類を求めるものとする。

(平成28年12月9日)